

4－5) 学校法人三浦学園役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人三浦学園寄附行為第3章第5条(役員)に基づき、役員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員（理事長） 役員報酬 退職慰労金
- (2) 常勤の役員（理事長を除く。） 教員人件費 職員人件費
- (3) 非常勤の役員 報酬委託手数料

(報酬等の額の算出方法)

第4条 第3条第1号に対する役員報酬額は2,500万円を上限とし、その範囲内で理事会において決定する。

- 2 第3条第2号に対する教員人件費や職員人件費は、職員給与規程に基づき支給する。
- 2 非常勤の役員に対する報酬委託手数料の額は、学校法人三浦学園規則「理事・評議員・監事に対する手当の支給について（内規）」に基づき、理事会等会議への出席及び法人業務のための勤務に対し、日額9,000円とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬等 毎月25日(但し、当該日が日曜日、土曜日、休日に当たる時は、その前日とする。)
 - (2) 賞与 每年7月及び12月
 - (3) 退職慰労金 任期の終了、辞任又は死亡により退職した後1ヶ月以内
 - (4) 通勤手当 実費支給
- 2 非常勤の役員に対する報酬委託手数料は、理事会又は評議員会への出席など法人運営の

ための業務にあたった都度、支給する。

- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべく金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第 6 条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の額の日割計算)

- 第 7 条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬等を支給する。
- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬等を支給する。
 - 3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬等の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を指差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月まで報酬等を支給する。

(端数の処理)

- 第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額が 50 銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が 50 銭維持用であるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(公表)

- 第 9 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号の定める報酬等の支給基準として公表する。

(補足)

- 第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

- 第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。